

相模原市産業廃棄物処理業者等行政処分一覧表

(令和7年10月1日更新)

処分の年月日	処分を受けた者の氏名等	事業の種類 許可番号 許可年月日	取り扱う廃棄物の種類	処分の内容	処分の理由
令和3年8月2日	株式会社KOHWA 代表取締役 岸 備 相模原市中央区南橋本四丁目 3番27号	① 産業廃棄物処分業 第09820057247号 平成30年8月8日 ② 一般廃棄物収集運搬業 第A0200号 令和3年6月23日	① 廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず ② 事業系一般廃棄物（ごみ）、家庭 系臨時ごみ	許可取消	① 当該処理業者は、業務により発生した産業 廃棄物（汚泥）を廃棄物保管施設から電動 水中ポンプ等を用いて公共下水道に接続 する排水設備の柵に流し込み、不法投棄し た。このことは、法第14条の3第1号に 規定する「違反行為」に該当し、かつ法第 14条の3の2第1項第5号に規定する「情 状が重いとき」に該当するため。 ② 当該処理業者が、上記①によって、産業廃 棄物処分業の許可を取り消すことに伴い、 法第7条第5項第4号ホに規定する一般 廃棄物収集運搬業の欠格要件に該当する ため。
令和7年9月30日	有限会社旭産業 代表取締役 吉川 友恵 相模原市南区新磯野 145 番地 1	産業廃棄物収集運搬業 第09810012333号 令和5年7月15日	収集運搬業（積替え・保管を含む） 廃プラスチック類※ ¹ 、紙くず、木 くず、繊維くず、ゴムくず、金属く ず、ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず※ ¹ 、がれき類※ ¹ ※1 石綿含有産業廃棄物を含む	改善命令	当該事業者が行っている産業廃棄物の保 管について、保管されている産業廃棄物の量 に関して、産業廃棄物処理基準に適合しない 保管が行われていた。このことは、法第19 条の3に該当するため。